

平成17年第5回藤岡市議会定例会会議録(第1号)

平成17年9月2日(金曜日)

議事日程 第1号

平成17年9月2日(金曜日)午前10時開議

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 市長発言
- 第4 議会運営委員会経過報告
- 第5 諸報告
- 第6 選 第5号 多野藤岡医療事務市町村組合議会議員の補欠選挙
- 第7 報告第10号 専決処分の報告について
(損害賠償の額を定めることについて)
- 第8 報告第11号 専決処分の報告について
(損害賠償の額を定めることについて)
- 第9 報告第12号 専決処分の承認を求めることについて
(平成17年度藤岡市一般会計補正予算第1号)
- 第10 議案第61号 教育委員会委員の任命について
- 第11 議案第62号 ららん藤岡の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第12 議案第63号 藤岡市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
- 第13 議案第64号 藤岡市手数料条例の一部改正について
- 第14 議案第65号 藤岡市ゆったり館の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について
議案第66号 藤岡市福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第67号 藤岡市心身障害者デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第68号 藤岡市高齢者自立センターの設置及び管理運営に関する条例の一部改正について
議案第69号 藤岡市児童館設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第15 議案第70号 藤岡市民プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第16 議案第71号 藤岡市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
議案第72号 藤岡市水道事業給水条例の一部改正について
議案第73号 藤岡市簡易水道事業等の設置等に関する条例の一部改正について

- 第17 議案第74号 藤岡市等介護認定審査会共同設置規約変更に関する協議について
- 第18 議案第75号 多野藤岡広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議について
- 第19 議案第76号 藤岡市・新町ガス企業団の規約変更に関する協議について
- 第20 議案第77号 藤岡、新町、吉井、鬼石環境衛生事務組合の規約変更に関する協議について
- 第21 議案第78号 多野藤岡医療事務市町村組合の規約変更に関する協議について
- 第22 議案第79号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 第23 議案第80号 多野郡町村会館管理組合の規約変更に関する協議について
- 第24 議案第81号 土地の取得について
- 第25 議案第82号 市道路線の廃止について
- 議案第83号 市道路線の認定について
- 第26 議案第84号 平成17年度藤岡市一般会計補正予算(第2号)
- 第27 議案第85号 平成17年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)
- 第28 議案第86号 平成17年度藤岡市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 第29 議案第87号 平成17年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)
- 第30 議案第88号 平成16年度藤岡市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第89号 平成16年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第90号 平成16年度藤岡市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第91号 平成16年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第92号 平成16年度藤岡市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第93号 平成16年度藤岡市学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第94号 平成16年度藤岡市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第95号 平成16年度藤岡市特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第96号 平成16年度藤岡市簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第97号 平成16年度藤岡市水道事業会計決算認定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（23人）

1番	安田 肇 君	2番	橋本 新一 君
3番	串田 武 君	4番	湯井 廣志 君
5番	斉藤 千枝子 君	6番	三好 徹明 君
7番	反町 清 君	8番	佐藤 淳 君
9番	茂木 光雄 君	10番	松本 啓太郎 君
11番	片山 喜博 君	12番	冬木 一俊 君
14番	神田 省明 君	15番	木村 喜徳 君
16番	針谷 賢一 君	17番	青柳 正敏 君
18番	坂本 忠幸 君	19番	塩原 吉三 君
20番	清水 保三 君	21番	隅田川 徳一 君
22番	大戸 敏子 君	23番	吉田 達哉 君
24番	久保 信夫 君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

市長	新井 利明 君	助役	関口 敏 君
収入役	堀越 清 君	教育長	針谷 章 君
企画部長	荻野 廣男 君	総務部長	白岩 民次 君
市民環境部長	有我 亘弘 君	健康福祉部長	吉澤 冬充 君
経済部長	戸川 静夫 君	都市建設部長	須川 良一 君
上下水道部長	三木 篤 君	教育部長	中島 道夫 君
		監査委員	
監査委員	中易 昌司 君		塚越 正夫 君
		事務局長	

議会事務局職員出席者

事務局長	田島 均	議事課長	竹村 康雄
課長補佐兼			
	山形 常雄		
議事係長			

開会のあいさつ

議長（反町 清君） おはようございます。議会開会に当たり一言ごあいさつ申し上げます。

朝夕めっきり涼しさを感じさせる季節となりました。本日、平成17年第5回藤岡市議会定例会が招集されましたところ、議員各位には極めてお忙しい中、全員のご出席をいただきまして開会できますことを心から御礼申し上げます。

今期定例会に提案されますものは、選挙1件、報告3件、議案37件でございます。いずれも市民生活に直結する重要案件でございますので、慎重ご審議いただきまして議会としての意思決定をお願い申し上げます。

なお、議事運営等まことに不慣れな私でございますが、議員各位のご協力をいただきまして円滑な議事運営が行われますようお願い申し上げます。まことに簡単でございますが、開会のあいさつにかえさせていただきます。

なお、残暑厳しい折、軽装で議会に臨みたいと思いますので、ご了承ください。

感謝状の伝達

議長（反町 清君） ここで感謝状の伝達をさせていただきます。

去る7月22日、群馬県市議会議長会臨時総会において感謝状が送られましたので、伝達を行います。

事務局長。

事務局長（田島 均君） お名前をお呼びいたしますので、前にお進みいただきたいと思います。

佐藤淳議員。

議長（反町 清君）

感謝状

佐藤 淳様

あなたは群馬県市議会議長会監事としてその重責を果たされ本会の使命達成に尽くされた功績はまことに顕著であります よってここに深く感謝の意を表します

平成17年7月22日

群馬県市議会議長会会長

桐生市議会議長 蛭間 利雄

事務局長（田島 均君） 針谷賢一議員。

議長（反町 清君）

感謝状

針谷 賢一様

あなたは群馬県市議会議長会会員としてその
重責を果たされ本会の使命達成に尽くされた
た功績はまことに顕著であります よってこ
こに深く感謝の意を表します

平成17年7月22日

群馬県市議会議長会会長

桐生市議会議長 蛭間 利雄

議長（反町 清君） 以上で感謝状の伝達を終了させていただきます。

開 会 及 び 開 議

午前10時1分開議

議長（反町 清君） 出席議員定数に達しましたので、議会は成立いたします。

ただいまから平成17年第5回藤岡市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

第1 会期の決定

議長（反町 清君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月16日までの15日間といたし
たいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月16日までの15日
間と決定いたしました。

第2 会議録署名議員の指名

議長（反町 清君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規
則第80条の規定により、議長において6番三好徹明君、8番佐藤淳君、9番茂木光雄君
を指名いたします。

第3 市長発言

議長（反町 清君） 日程第3、市長発言であります。市長の登壇を願います。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） 平成17年第5回藤岡市議会定例会の開催をお願いいたしましたところ、

議員各位におかれましてはご多忙のところご出席いただきまして、心より御礼を申し上げます。

内閣府が発表した8月の月例報告によると、我が国の経済は企業収益が改善し、設備投資や個人消費も緩やかに増加しております。雇用情勢は厳しさが残るものの改善に広がりが見られ、今後の動向については国内民間需要に支えられた景気回復が続くと見込まれております。一方、地方経済は、国の景気回復に比べてテンポが遅く心配な面もありますが、業績の好転をしている企業も見受けられ、景気回復の明るい兆しが見えてまいりました。

藤岡市においても、東平井工業団地に進出した3社が4月、5月、8月と相次いで操業し、新たな雇用が創出されました。さらに、2社の企業立地が決まり、工場の建設が進んでおります。また、本動堂工業団地にも2社の企業立地が決定しており、多くの企業立地が進むことにより地域経済が活性化し、雇用の創出が図られ、安定した財源が確保されます。今後も東京から100キロ圏内、関越自動車道と上信越自動車道の結束点という地の利を生かし、道路網の整備をはじめ、都市基盤整備を計画的に実施していきたいと思っております。また、今まで行財政改革に取り組んでまいりましたが、これも大切なことだというふうに思っております。平成15年度に行財政改革推進本部を設置し、事務事業の見直しに着手しましたが、現在まで5億4,000万円の経常経費の削減を行いました。今後も引き続き行財政改革を実施し、健全財政を図っていきたいというふうに思っております。

地方分権一括法の施行、市町村合併、国と地方の三位一体改革と、ここ数年で国と地方の関係が急速に形を変えてまいりました。自治体は自らの判断により都市経営を行っていく地方分権社会を迎えようとしております。今まで以上に市政のかじ取りが難しい時代ではありますが、市民ニーズを的確にとらえ、効率的な行財政運営を心がけていく所存でございます。議員各位のご指導、ご協力をお願い申し上げます。

本議会に提案申し上げましたのは、報告3件、議案37件であります。いずれも市民生活に関連した重要な案件でありますので、慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。開会のあいさつとさせていただきます。よろしく申し上げます。

第4 議会運営委員会経過報告

議長（反町 清君） 日程第4、議会運営委員会経過報告であります。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。委員長吉田達哉君の登壇を願います。

（議会運営委員会委員長 吉田達哉君登壇）

議会運営委員会委員長（吉田達哉君） ご指名を受けましたので、議会運営委員会の経過について報告を申し上げます。

議会運営委員会は、議長の要請により8月31日、委員会を開催し、本日招集となりました平成17年第5回市議会定例会の運営について協議したのであります。協議に先立ちまして、市長及び担当部長から提出議案に対する概要説明を受けた後、議案の取り扱い方法、日程、会期等について協議したのであります。

議案の取り扱いについては、今期定例会に提案されますものは、多野藤岡医療事務市町村組合議会議員の補欠選挙をはじめ、報告3件、議案37件であります。それぞれ日程に従い諸報告後、日程第6、選第5号多野藤岡医療事務市町村組合議会議員の補欠選挙、日程第7、報告第10号、日程第8、報告第11号については単独上程、報告のみとし、日程第9、報告第12号、日程第11、議案第62号、日程第13、議案第64号、日程第15、議案第70号及び日程第17、議案第74号から日程第24、議案第81号までの12議案、日程第26、議案第84号から日程第29、議案第87号までの4議案、計16議案については単独上程、単独審議、委員会付託を省略し、即決願います。日程第10、議案第61号については単独上程、単独審議、委員会付託及び討論を省略し、即決願います。日程第12、議案第63号については質疑の後、総務常任委員会に付託、日程第14、議案第65号から議案第69号までの5議案、日程第16、議案第71号から議案第73号までの3議案、日程第25、議案第82号と議案第83号、計10議案については一括上程、単独審議、委員会付託を省略し、即決願います。日程第30、議案第88号から議案第97号までの平成16年度決算認定10議案については一括上程、提案理由の説明、監査委員の監査報告の後、総括質疑を行い、決算特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

次に、9月13日、議事日程(第2号)一般質問ですが、9人の議員から通告があり、通告順により行うことに決定いたしました。

次に、会期について申し上げます。会期につきましては、先ほど議長からお諮りして決定いたしましたとおり、本日9月2日から9月16日までの15日間とすることに決定いたしました。

次に、審議日程について申し上げます。本日はこれより議事日程に従い議事を進め、議案の委員会付託まで行い、9月3日から12日まで休会とし、この間において総務常任委員会と決算特別委員会を開催し、付託議案の審査を願います。9月13日、9月14日は本会議を開き一般質問を行い、9月15日は休会、9月16日に本会議を開いて付託議案に対する委員長報告を願い、質疑、討論、採決をして、今期定例会を閉会と決定いたしました。

次に、休会中の委員会日程について申し上げます。9月5日、総務常任委員会を午前10時から第2委員会室で、9月8日と9月9日は決算特別委員会を午前10時から第1委

員会室で開催することに決定いたしました。

以上をもちまして、議会運営委員会の経過について報告を終わります。

議長（反町 清君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

ただいま報告のありましたとおり今後の議事運営を行いますので、ご了承願います。

第5 諸報告

議長（反町 清君） 日程第5、諸報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長（田島 均君） 報告申し上げます。

初めに、監査委員より平成16年度5月分及び平成17年度5月、6月、7月分の例月出納検査報告書が議長宛に提出されております。それぞれ議員控室に備えてございますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、今期定例会に提出されますものは、選挙1件、報告3件、議案37件でございます。

次に、前期定例市議会からの諸行事につきましては、お手元にお配りいたしました諸報告のとおりでございますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で諸報告を終わります。

第6 選第5号 多野藤岡医療事務市町村組合議会議員の補欠選挙

議長（反町 清君） 日程第6、選第5号多野藤岡医療事務市町村組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

多野藤岡医療事務市町村組合議会議員に山崎恒彦君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました山崎恒彦君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(反町 清君) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました山崎恒彦君が多野藤岡医療事務市町村組合議会議員に当選されました。

第7 報告第10号 専決処分の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

議長(反町 清君) 日程第7、報告第10号専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)を議題といたします。

報告を求めます。健康福祉部長の登壇を願います。

(健康福祉部長 吉澤冬充君登壇)

健康福祉部長(吉澤冬充君) 報告第10号専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

本件は、地方自治法第96条第1項第13号の規定による損害賠償の額を定めることに関して、同法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項として専決処分したことについて、同条第2項の規定に基づきご報告するものであります。

内容につきましては、平成17年6月14日午前9時20分ごろ、介護保険課職員の運転する車が藤岡市中栗須地内において他の車両と衝突し、車両を破損したもので、この事故における損害賠償の額を専決処分したものであります。日ごろより安全運転の励行を指導しているところでありますが、なお一層の安全運転に努めるよう注意を喚起したいと考えております。

以上、専決処分の報告とさせていただきます。

議長(反町 清君) 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

湯井廣志君。

- 4 番(湯井廣志君) このような事故報告の議案は毎回のように提出されております。私は前日も前々回もずっと指摘してきたのですが、一向に改善できない。6月の定例議会の際、助役は事故防止を職員に徹底していきたい、よく指導いたしますと述べております。私は、元警察署長の答弁でございますから交通事故に関しては改善されるのかと思っておりましたが、一向に改善されている気配が感じられません。このことに対して助役はどのように考えておられるのか、まず第1点でお伺いいたします。

議長(反町 清君) 助役。

(助役 関口 敏君登壇)

助役(関口 敏君) 議員ご指摘のとおり、注意しても交通事故が発生するという状況で憂慮しているところでございます。事故率の高い・低い、多い・少ないではなくて、事故が1件

あるということが市民に迷惑をかけるということでございまして、藤岡市の道路を見ますと、歩車道区別のない道路、あるいは狭隘な道路、あるいは市街地、山間部へ行くと曲がった道路と非常に道路環境の悪いところがございます。いずれにしても、今後も職員に対しまして周囲の道路の状況、環境に応じた運転ということで、道路交通安全に対する意識の高揚をさらに高めて、交通事故防止に邁進していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議 長（反町 清君） 湯井廣志君。

4 番（湯井廣志君） 8万1,837円という大した額ではないのですが、このような事故が毎回のように起こっていることに対して、今年度でよろしいですから4月1日からこの事故が発生した6月14日まで、この間に職員に対してどのような指導をしたのか、詳細にお知らせいただきたいと思います。

議 長（反町 清君） 健康福祉部長。

（健康福祉部長 吉澤冬充君登壇）

健康福祉部長（吉澤冬充君） 今年度ということでございましたが、私の方で昨年度の部分をまとめさせていただきましたので、ご報告させていただきますが、例年春、夏、秋の各交通安全期間や年末年始の休暇等における事故防止、これは口頭等で指示しております。合計、盆、暮れなどもありまして7回程度、それから助役の方からイントラ掲載による注意喚起、これは2カ月に1回程度お願いしてやっていただいております。それから、シートベルトの着用点検、あるいは今年はやりましたが、藤岡警察署署員による交通講話、あるいは遠出・出張の際の日常的な事故の防止一声運動「気をつけて事故を起こさないように」という部分もでございます。大体年間平均して15回前後のものと日常的なものということで、注意は大分助役の方からもしていただいておりますけれども、どうしても不可抗力という部分もありまして大変申しわけございません。事故が発生しております。

以上でございます。

議 長（反町 清君） 暫時休憩いたします。

午前10時23分休憩

午前10時24分再開

議 長（反町 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長（反町 清君） 湯井廣志君。

4 番（湯井廣志君） 数は少ないですけども、やっているということで解釈いたしますけれども、事故は定例会ごとの一、二回ということでございますけれども、この間、部長と話し

た中では、藤岡市で一、二回だからもっと大きな市はもっとたくさんの事故があるでしょうと雑談の中で部長が答えておりますけれども、私も10市の状況を把握しておりますけれども、実際に部長は10市の事故状況をしっかり把握しているのか、その点お伺いいたします。また、12月に再度このような議案が提出されないよう事故防止を徹底していくにはどのような考えで臨むのか、その点をお伺いいたしまして、最後の質問といたします。

議長（反町 清君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（吉澤冬充君） 大変申しわけございません。ほかの市のことは把握しておりませんが、車の保有台数等から見てもっとあるのではないかというふうに感じましたので、お話しさせていただきました。12月ですけれども、再度この議会終わり次第、また庁内放送なりイントラで助役の方からも指示していただいて、不可抗力とはいうものの事故のないように最善を努めたいというふうに考えております。よろしくお伺いいたします。

議長（反町 清君） 他に質疑はありませんか。

冬木一俊君。

12番（冬木一俊君） 報告第10号について質疑をさせていただきます。

担当部長の方から藤岡市中栗須地内で接触という簡単な内容でよくわからないので質疑をさせていただきますが、衝突ということでございますが、衝突した原因、それと過失割合をお伺いいたします。

議長（反町 清君） 健康福祉部長。

（健康福祉部長 吉澤冬充君登壇）

健康福祉部長（吉澤冬充君） まず、衝突の状況でございますけれども、福祉会館の前の道を、防衛道路がございますが、その丁字路に出るときに役所の方の車両が右折しようとしてきました。そこへ直進の車が来てその車の後部、こちらの庁用車は左前方部分が破損したということでございます。過失割合でございますが、こちらの過失が90、90対10ということでございます。

以上でございます。

議長（反町 清君） 冬木一俊君。

12番（冬木一俊君） 藤岡市の職員の方は400人を超える大変多い職員の数でございます。当然この職員の中には安全運転管理者という立場の人がいると思いますが、その方は何人ぐらいいて、平素どのような活動をしているのか、教えていただけますか。

議長（反町 清君） 企画部長。

（企画部長 荻野廣男君登壇）

企画部長（荻野廣男君） お答えいたします。

安全運転管理者につきましては、市の関係では企画部長、議会事務局の課長、教育委員

会の総務課長がなっております。また、議会、教育委員会以外では車両台数が多いものでありますから、副安全運転管理者として6人を選出いたしております。安全運転管理者は、道路交通法の第74条の2で自動車の使用者は安全な運転に必要な業務を行わせるため、必要な台数以上の自動車を使用するものについてはこれを選任しなければならないということで、選任をいたしておるところでございます。内容につきましては、先ほど健康福祉部長が申しましたように、職員に対する安全策、年末年始やあるいは各種交通安全運動期間中の事故防止に対する喚起や日々の交通事故防止の喚起を訴えております。いずれにしろ、市全体で安全運転の励行に努めているところでございます。

大変失礼いたしました。私、先ほど議会事務局の課長が管理者になっているというふうに申し上げましたが、私の勘違いで現在、議会事務局ではマイクロバスの管理をいたしておりませんので、課長は安全運転管理者にはなってございません。

以上でございます。

議長（反町 清君）他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君）お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君）ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告第10号について報告を終わります。

第8 報告第11号 専決処分の報告について

（損害賠償の額を定めることについて）

議長（反町 清君）日程第8、報告第11号専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

報告を求めます。都市建設部長の登壇を願います。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君）報告第11号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第96条第1項第13号の規定による損害賠償額を定めることについて、同法第180条第1項の規定により、議会において特に指定された事項として専決処分したことについて、同法第180条第2項の規定に基づきご報告するものでございます。

内容につきましては、平成17年3月2日、藤岡市立石地内の市道2447号線を走行中、道路に空いていた穴に車を落とし、車両後部アーム及びショックアブソーバーに損害

を与えた車両物損事故にかかわる賠償金の額を定めることについてであります。また、損害賠償金につきましては、損害を与えた車両修理を賠償責任保険で充てたいしますので、あわせてご報告するものであります。

以上、まことに簡単ですが、ご報告させていただきます。

議長（反町 清君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

針谷賢一君。

- 16番（針谷賢一君） これは藤岡市立石680番地とあるのですが、その場所をもう少し詳しく言ってもらいたいのと、その道路が真っすぐの道なのか、曲がっているのか、その辺の状況もちょっとお聞かせください。

議長（反町 清君） 都市建設部長。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君） お答えをさせていただきます。

場所ですが、県営立石団地の一番西側の道路でございます。そこは延長にして50メートルぐらいなのですが、かぎの手に曲がっているところで、東から西へ行ったら右へ曲がった場合にそこに穴が空いていたという状況でございます。

議長（反町 清君） 針谷賢一君。

- 16番（針谷賢一君） このような案件が毎回よく出されるのですが、県営住宅の西、かぎの手に曲がっている場所ということですが、普段そんなに車が通らない場所なのかというふうに思います。かぎの手に曲がっている場所ならば、運転手は徐行しなければならぬのではないかと、いずれにいたしましても、市道に穴が空いているそういったときの連絡方法は、区長会とか郵便局の配達の人がするとかいろいろ聞くのですが、連絡方法の徹底、その辺はどうなっているのか、お伺いします。

議長（反町 清君） 都市建設部長。

都市建設部長（須川良一君） お答えをさせていただきます。

細穴または道路、構造物等に破損が生じているそういった状況のときの連絡でございますけれども、今現在は、実際にはシルバー人材センターにパトロール等をお願いしているわけでございます。そのほかに連絡ということで各区長に通報をお願いしております。5月に新区長の行政事務説明会のときに重ねて2回お願いをしております。それと、広報に掲載をして市民にもお願いをしております。それと、市の職員にも通報をお願いしております。連絡方法とすれば以上の状況でございます。

議長（反町 清君） 針谷賢一君。

1 6 番（針谷賢一君） 連絡方法ですが、さらに徹底していただきたいと思います。

最後になりますけれども、32万9,442円という金額ですけれども、カーブなのはどうしてそんなに勢いよく回って車両後部アーム、ショックアブソーバーを損傷されたのか。聞くところによりますと、当事者と市の方で何回か交渉したらしいですね。そして、最初はもっと少ない金額でも納得しそうになったという話もちょっと聞いたのですけれども、そのときに市の職員の対応がちょっと悪かったのか、不適切な言葉が出たのかわかりませんが、何度か交渉がされたというふうに聞いておりますけれども、車両が損傷した金額32万9,442円というのは適正な金額なのかを伺いまして、終わりにいたします。

議長（反町 清君） 都市建設部長。

都市建設部長（須川良一君） 金額の問題ですけれども、保険屋さんとの交渉の中で進めてきたわけですけれども、なかなか納得できないという部分がありました。そういうことで何回かは市の職員と保険屋さんを入れた中で交渉を進めてまいりました。少なくとも済んだときもあったのではないかという話でございますけれども、この金額につきましては保険さんの納得のいく範囲で私どもは仕方がないのではないかと。仕方がないという言い方はないのですけれども、保険さんの査定、保険さんが専門的に見てこれでしょうかないのではないかと、そういう額でございます。

議長（反町 清君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告第11号について報告を終わります。

第9 報告第12号 専決処分の承認を求めることについて

（平成17年度藤岡市一般会計補正予算第1号）

議長（反町 清君） 日程第9、報告第12号専決処分の承認を求めることについて（平成17年度藤岡市一般会計補正予算第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長の登壇を願います。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） 報告第12号専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

平成17年度藤岡市一般会計補正予算（第1号）は、衆議院の解散により9月11日執

行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る経費について所要の予算措置が必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、第1条で示しましたとおり、歳入歳出それぞれ3,008万9,000円を追加し、174億8,008万9,000円とするものであります。

次に、事項別明細について歳出からご説明申し上げます。第2款総務費、第4項選挙費、第6目衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費で2,997万9,000円、第7目衆議院議員総選挙啓発推進費で11万円をそれぞれ追加するものであります。

次に、歳入であります。第15款県支出金の選挙費委託金で3,008万9,000円を追加するものであります。

以上が説明の要旨であります。慎重審議の上、ご承認くださるようお願い申し上げます。

議長（反町 清君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第12号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、報告第12号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。報告第12号専決処分の承認を求めることについて（平成17年度藤岡市一般会計補正予算第1号）本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（反町 清君） 起立全員であります。よって、報告第12号は原案のとおり承認されました。

第10 議案第61号 教育委員会委員の任命について

議長（反町 清君） 日程第10、議案第61号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長の登壇を願います。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） 議案第61号教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第1項の規定により教育委員の任期を4年と定められており、9月30日をもって清水基衛氏が任期満了となります。その後任として根岸正夫氏を任命いたしたく議会の同意をお願いするものであります。

根岸氏は、藤岡市下戸塚に居住されており、昭和24年生まれの55歳であります。主な経歴を申し上げますと、昭和43年に群馬県立高崎商業高等学校を卒業後、同年より農業に従事し現在に至っております。この間、消防団分団長、北中学校PTA会長、藤岡女子高等学校PTA会長を歴任され、現在は藤岡市体育指導委員、民生児童委員、藤岡市子育て支援ネットワーク会長などを務めるなど、社会教育や子供たちの健全育成にご尽力いただいております。教育に深い関心と熱意を持ち、また人格、識見ともに高く、教育委員として適任であると考えます。

以上、簡単でございますが、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議長（反町 清君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第61号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、議案第61号については委員会付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。本件については討論を省略いたしたいと思っております。これにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(反町 清君) ご異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決しました。

これより採決いたします。議案第61号教育委員会委員の任命について同意を求めるの件は、これに同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(反町 清君) 起立全員であります。よって、議案第61号教育委員会委員の任命について同意を求めるの件は、これに同意することに決しました。

第11 議案第62号 ららん藤岡の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議長(反町 清君) 日程第11、議案第62号 ららん藤岡の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。企画部長の登壇を願います。

(企画部長 荻野廣男君登壇)

企画部長(荻野廣男君) 議案第62号は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設であるららん藤岡の管理について指定管理者制度を導入することに伴い、ららん藤岡の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものです。

条例の主な改正点は、第5条において、従来、市の出資法人である株式会社藤岡クロスパークに管理を委託していたものを指定管理者に行わせることを明記したものであります。次に、第6条において、指定管理者が行う業務を具体的に明記したものであります。次に、第17条の占用の中止、第18条の入場の中止、第19条の駐車場の中止等に係る権限を市長から指定管理者に改め、第19条を第22条とし、第18条を第21条とし、第17条を第20条とするものであります。次に、第16条の利用料金の収受について、管理受託者の収入としていたものを指定管理者の収入に改め、同条を第19条とするものであります。次に、第14条の占用料、入場料の減免についての権限を市長から指定管理者に改め、同条を第17条とするものであります。次に、第13条の利用料金の額について削除し、改めて第16条として定めたものであります。次に、第10条の占用料と第11条の入場料、第12条の駐車料に係る受領の権限を管理受託者から指定管理者に改め、第12条を第15条とし、第11条を第14条とし、第10条を第13条とするものであります。次に、第8条の行為の制限の許可権限を市長から指定管理者に改め、同条を第11条とするものであります。次に、第7条で指定管理者の指定の手續を定め、第8条で施設の供用の休止について定め、第9条で施設の供用時間を定めたものであります。

以上、簡単でありますが、提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（反町 清君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

湯井廣志君。

- 4 番（湯井廣志君） 議案第62号について何点かお伺いいたしますけれども、先ほど部長が説明したように、地方自治法第244条の2の公の施設の設置管理及び廃止、この制度ですが、これは公共施設の管理委託の範囲を拡大して、今まで公共団体しか委託できなかった管理、このようなものを民等に委託させるということでこのような制度ができたわけでございますけれども、先ほどの説明の中だと、今までどおり株式会社藤岡クロスパークに管理委託という説明でございますが、地方自治法第244条の2の第3項の中の公の施設設置の目的、これは効果的に達成する必要があると認めるときに条例を定め、維持管理を行わせることができると定められております。今までと管理が変わるわけでございますから、株式会社藤岡クロスパークに出すことによってどれくらいの管理経費が削減できるのか、その点をまず第1にお伺いいたします。

議長（反町 清君） 企画部長。

（企画部長 荻野廣男君登壇）

企画部長（荻野廣男君） お答えいたします。

まず、条例では基本的な利用料金については枠組みを規定いたしております。また、株式会社藤岡クロスパークにつきましては、花の交流館の管理委託料ということで市からも支出をいたしております。この委託料の分を多分指定管理者として制度が変わったら金額的に幾らに変更になるかということでございますが、これについては現在の管理委託、あるいは指定管理者も含めまして、その花の交流館自体の管理運営をいかに行っていくか、いかにすれば管理経費が安くなるかということで、今、打ち合わせをしながら進めているところでございます。具体的な数字については、現在、これだというものが出ておりません。指定管理者という制度は、その施設の管理に関する権限を代行させるものであります。まず、会社として意識の変革をし、あわせて自ら経営努力を発揮しやすくなるというふうに考えております。今後の運営の中で指定管理者としての努力によって、さまざまな部分で効果が出るというふうに期待はいたしております。

議長（反町 清君） 湯井廣志君。

- 4 番（湯井廣志君） 部長の答弁は理にかなっているのですが、地方自治法でいけば、先ほど言ったように公の施設、これは効果的に達成する必要があると認めるときにこの条例を定めて、施設の管理を行わせることができると定められております。ですから、今までどおり

のことをしていたのではこの条例をつくった意味はないと考えられます。この公の施設は公が今までどおりやった場合には委託料が高く維持管理がなかなか軽減されないということで、このような地方自治法第244条の2という条文を定めたわけでございますから、なるべく制度に見合った管理委託、今までの株式会社藤岡クロスパークが努力する中、今の状態ではわかりませんが、どのような指導をこれからきちんとしていくのか、その点をお伺いいたします。

議長（反町 清君） 企画部長。

企画部長（荻野廣男君） 議員ご指摘のとおり、この指定管理者の制度は経費の削減やきめ細かな市民サービスということが念頭にあるわけでございます。株式会社藤岡クロスパークも第三セクターという中で市から管理委託を受けて運用しておったわけですが、先ほど申し上げましたように、こういう指定管理者の制度になったということの会社としての意識の変革をまずしてもらわなければならないだろう。そういう中で、権限も代行するわけでありますから、当然実質的にはさらなる経営努力を図っていかなければならないというふうに考えてございます。まず、市のこの関係でいいますと、最終的には花の交流館の運営についていかに経費を削減し、きちんと運営をしていくかということに尽きると思います。議員ご指摘のとおり、この部分が最重要課題であるというふうに認識をいたしておりますので、その点はしっかりと株式会社藤岡クロスパークの方へ申し伝え、これが徹底できるように努めてまいりたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

議長（反町 清君） 安田肇君。

1 番（安田 肇君） 今の件でちょっと関係した湯井議員のことで聞きたいのですけれども、花の交流館の先ほどの話なのですけれども、今、企画部長からお聞きした中で経費節減とありますけれども、花の交流館の中でちょっと聞きたいのですけれども、花の交流館の中の象徴としているベンジャミンという木が枯れたとかというのを聞いたのですけれども、それは本当ですか、どうですか。それで、その木々がお幾らになっているか、それもちょっとお尋ねしたいのですけれども、よろしく願いいたします。

議長（反町 清君） 企画部長。

（企画部長 荻野廣男君登壇）

企画部長（荻野廣男君） お答えいたします。

花の交流館の中にありますベンジャミンという木が枯れたことについては、全部で5本枯れたというふうに認識をいたしております。ただ、これについては、冬の時期におけます室温の設定で温度が低かったのかという原因が一部では考えられるというふうに言われております。また、この評価額については、金額が幾らかということについては今、把握をしてございませんので、また後ほど調べましてご報告をさせていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

議 長（反町 清君） 安田肇君。

- 1 番（安田 肇君） 金額のことも後で一般質問のときに聞かせていただいて、お願いいたします。また、私が前回3月に一般質問をしたとき、4月から株式会社藤岡クロスパークが今度は管理する方向にあると言うのですけれども、仮に管理者制度が今の中で施行されることになりまして、花の交流館の中の株式会社藤岡クロスパークが管理できるかということも私も今の話を聞きまして疑問に思うのですけれども、その点はどうでしょう。ひとつよろしくお願いいたします。

議 長（反町 清君） 企画部長。

企画部長（荻野廣男君） お答えいたします。

花の交流館の多分、飾花のことだと思うのですが、これにつきましては4月から花の飾花の経験のある者を嘱託に雇いまして、飾花をやってございます。ただ、一部につきましては、指導を受けながらという形で飾花をいたしております。これにつきましては、9月からは花の交流館が中心になりまして、自ら植花をやっていくという形で進めるということで現在、来ております。

以上でございます。

議 長（反町 清君） 安田肇君。

- 1 番（安田 肇君） 実は私も地元議員として花の交流館をこれからどのようにしたらいいかと思ひまして、いろいろ市長に参考のあれをどうかと思ひまして話をしていたのですけれども、そういう中におきまして今までいろいろしましたけれども、株式会社藤岡クロスパークの責任において随所にいろいろなものが私は見受けられたのですけれども、そういうところは市長としてちょっとお伺いしたいのですけれども、よろしくお願いいたします。

議 長（反町 清君） 安田肇議員に申し上げます。質疑が議題から逸脱しておりますので、注意いたします。

議 長（反町 清君） 清水保三君。

- 2 0 番（清水保三君） 指定管理者制度なのですけれども、前にも私、質問したことがあるのですが、36団体藤岡市はこれからしていくのだというような話がありました。そのとき以後、具体的にどういう団体をどこまで指定するのかということをもまず聞きたいのです。今後もこれがずっと続くのだらうと思ひますけれども、その辺のところをまず1点。これはちょっとららん藤岡とは関係しないのですけれども、指定管理者制度の中での質問です。

それから、ららん藤岡の問題は、何といつてもつくるときにけんけんごうごうの議論をしながらつくれた経過があります。何十億円だったか数字は覚えていませんけれども、そんなことであそこの空地がうまく運転されるのかという議論もありました。だけれども、

それをつくったわけですが、その中でこれは市が購入して開発をしたというふうには……。株式会社藤岡クロスパークという会社をつくってやったのだと思うのですけれども、でも一番の大きな問題は市民の財産だというふうに私は思うのです。あれだけ大きな騒ぎをしながらつくった施設、これをいとも簡単に指定管理者制度の中で実施していってしまうということ自体が私は大きな問題だというふうに思っています。どこまで経費が削減できて、あるいは管理者がかわって、またどういう会社に管理者になってもらうのかもわかりませんが、まだまだ議論しなければならない中身はそういうことだったと思うのです。ですから、まだ少し早いというふうに私は思っています。

それから、管理者に不具合が生じたとき、これはすぐに取り消すこともできるのだという、たしか前の議論でそんなことが出たと思うのですけれども、その辺はそういうこともあり得るというふうに見ていいのですか。

それから、管理運営を委託するということですから、あれだけの財産をどうするのか。この辺もわからないところです。例えば純粋な民間であれば、当然固定資産税だとかそういうものがかけられますけれども、指定管理者になってしまうと、そういうものはどうなるのか、その辺のところも伺いたいと思います。

議長（反町 清君） 企画部長。

（企画部長 荻野廣男君登壇）

企画部長（荻野廣男君） お答えいたします。

まず、ららん藤岡でございますが、公の施設であります藤岡市所有の施設があります。同じ敷地の中に株式会社藤岡クロスパークが整備をいたしました商業施設、一般的に考えればテナントになっているかと思いますが、その施設がございます。ららん藤岡としてはその2つが一体とした施設となっております。したがって、施設を分離して管理をするのではなく、施設の管理や効率的な面から一体的に管理をすることが必要なのかというふうに考えてございます。

また、この指定管理者の制度であります。従来、管理を委託するというのが法律が変わりまして、これが指定管理者の制度になったわけでございますから、この分については直営でやらない限りは指定管理者制度に移行せざるを得ないのかというふうに考えてございます。

議長（反町 清君） 総務部長。

（総務部長 白岩民次君登壇）

総務部長（白岩民次君） お答えいたします。

今後、指定管理者制度を導入していく施設がどのくらいあるかということだと思いますけれども、設置条例に管理または運営を委託することができる明記されている施設が4

1 施設あります。今回、条例の改正で出ておるものが一部ありますけれども、今後幾つぐらい出てくるかということはこれから担当課等が協議しまして、移行ができるのであればそういうふうにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（反町 清君） 清水保三君。

2 0 番（清水保三君） 答弁不足のところは1つあったのですが、不具合が生じたときなどは指定を取り消すことができるのかどうか、その辺のところの答弁をまずしていただきたいと思います。

それから、4 1 施設、具体的にはどういう施設がどうなのか。今後の対象ですよというものをまず知らせていただきたいと思います。

議 長（反町 清君） 暫時休憩いたします。

午前 1 1 時 5 分休憩

午前 1 1 時 7 分再開

議 長（反町 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長（反町 清君） 総務部長。

総務部長（白岩民次君） その施設が4 1 施設あるということでありまして、その施設はどういうものがあるかということですが、4 1 施設を全部読み上げますと大分時間がかかります。今、清水議員にも了解をいただきましたので、主なものがありますけれども、藤岡市自然の家、藤岡市土と火の里公園、ららん藤岡、藤岡市農業研修センター等々4 1 施設あります。それと、もし不具合が生じた場合ということかといいますと、それは取り消すこともできます。そして、再度またそういう指定管理者を選定していく方法をとっていきます。

以上です。

議 長（反町 清君） 清水保三君。

2 0 番（清水保三君） 先ほどから議論を聞いていますと、もうこれは株式会社藤岡クロスパークに指定管理者になってもらうという方向なのですか。それともこれは本来公募で決めるというふうになっているのではないかと思うのですが、もう株式会社藤岡クロスパークにそれをお願いするということに決まっているわけではなくて、後でまた公募の結果を行政側の方が皆さんに知らせるといことになるのではないかというふうに思うのですが、その辺はどうですか。

議 長（反町 清君） 企画部長。

企画部長（荻野廣男君） ららん藤岡の指定管理者の選任についてでございますが、ららん藤岡は公の施設として藤岡市所有の条例第3条に規定をする施設があります。そして、同じ敷地の中に株式会社藤岡クロスパークが建設をした商業施設があります。その2つの施設が一体となってららん藤岡を形成いたしております。したがって、公の施設とその商業施設を分離して管理をするのではなく、施設全体やあるいは効率の面から一体に管理をすることの方が望ましいのではないかというふうに考えております。したがって、指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条第3号に該当するものと考えまして、現段階では株式会社藤岡クロスパークに公募によらず選定の手続を進めてまいりたいというふうに考えてございます。ただ、指定をするにつきましては、最終的に議会の議決をお願いするところでございます。

議長（反町 清君） 他に質疑はありませんか。

木村喜徳君。

- 1 5 番（木村喜徳君） 今の件でちょっと納得いかないことがあるのでお聞きします。不具合、要するにうまく経営がいかなかった場合に、それを取り消せるという条項があるということなのですが、今、株式会社藤岡クロスパークの話聞いていますと、もし株式会社藤岡クロスパークが管理者として適格と思われなかった場合には取り消せないよね、今の答弁だと。どうですか。もう一度答弁願います。

議長（反町 清君） 企画部長。

（企画部長 荻野廣男君登壇）

企画部長（荻野廣男君） お答えいたします。

確かに私は先ほど一体的に管理することが望ましいのではないかというふうに申し上げました。そういう意味から考えまして、指定管理者に指定をし、その状況から不具合という言葉が適切かどうかわかりませんが、取り消しをするようなことは確かに条例上は可能だということになっております。この部分については確かに議員ご指摘のとおりでございます。ただ、株式会社藤岡クロスパーク自体は藤岡市も大口の出資者でございます。そして、公の施設を任せているのも藤岡市でございますので、そういうことが生じないよう適切な連携をとりながら、円滑に運営できるようには体制を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（反町 清君） 木村喜徳君。

- 1 5 番（木村喜徳君） 言っている意味合いは十分わかるのです。そのとおりなのですが、現在でも市から2,500万円ですか、出ているわけですね。それを考えてみると、今後、株式会社藤岡クロスパークがあそこへ資本投下をしているからといって、完全にもう決めつけるというのはおかしいのではないですか。条例をつくって条例を完全に最初から

ないこととして運営するような内容ではないですか。もう一度その辺を皆さんが聞いていただれでも納得するように、指定管理が幾つも出てくるわけですから、その辺のことをきちんと最初からやっておいた方がいいのではないですか。もう一度お願いします。

議長（反町 清君） 暫時休憩いたします。

午前 11 時 14 分休憩

午前 11 時 19 分再開

議長（反町 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（反町 清君） 企画部長。

企画部長（荻野廣男君） ららん藤岡につきましては、先ほど申し上げましたように、一体となった施設でございます。できる限りそれを一元管理していくことが最も望ましいというふうに考えてございます。ただ、指定管理者の手続条例の中では指定を取り消すこともできるわけでございますので、一体となった管理が望ましいわけですが、万やむを得ず取り消すような事故が生じれば、条例を適用することも考えていかなければならないというふうに思っております。

以上でございます。

議長（反町 清君） 三好徹明君。

6 番（三好徹明君） 1点確認しておきたいことがあるのですが、今の株式会社藤岡クロスパークが商業施設の一部を持っていて一体管理でしなければならないということは、その方が常識的に考えると合理的であるということはわかります。しかし、管理者制度というものは官から民へやることによって合理的な経営なり運営ができるのではないかと。今の世の中の流れからこういう法律ができてきたのだと私は解釈しているのです。そうしますと、たまたまららん藤岡につきましては、私が議員になって6年間さまざまな角度から花の交流館というものが果たして公の施設として役目をなしているのかどうか、それを検証するためにあらゆる角度から資料を取り寄せ、アンケートをとり市民に聞き、そして現状を分析して客観的に判断していかなければならないということを再三執行部には申し上げてきましたが、いまだにそういうアクションすら起こしていないのが現状であります。そこで、株式会社藤岡クロスパークが所有している施設というのは、単なる大家としてテナントに貸している施設だと私は認識しているのですが、まず1点目その辺のところをお聞きしたいと思います。

議長（反町 清君） 企画部長。

（企画部長 荻野廣男君登壇）

企画部長（荻野廣男君） お答えいたします。

株式会社藤岡クロスパークが所有をしている施設は、いわゆる商業施設であります。議員が今、指摘されましたように、内容としてはテナントという形になっていると思います。

議長（反町 清君） 三好徹明君。

- 6 番（三好徹明君） そうすれば、一体として株式会社藤岡クロスパークに運営管理を任せるのは合理的だということではなくて、あくまでも大家としてその施設を第三者に委託するということが十分可能だと思います。第三セクターというのは、藤岡市が51%出資した半官半民の株式会社です。全国どこへ行っても第三セクターが成功した例はわずかに限られていて、どんどんそういうものが民に移行というのは今の方法です。ここでとうとうと今までの過去のことを述べるまでもなく、さまざまな赤字を垂れ流してきた株式会社藤岡クロスパークであります。ですから、議決の際にはもっと詳細にお尋ねしますけれども、今、ここで言うておきたいのは、大家として償還するまで家賃の収入でいいのではないですか。全体のららん藤岡を管理していく、花の交流館もひっくるめて管理してるところの垣根を取っ払って民間に委託するということが管理者制度の精神だと思いますけれども、それだけ答えてください。

議長（反町 清君） 企画部長。

企画部長（荻野廣男君） お答えします。

指定管理者の制度につきましては、議員ご指摘のとおり、細かい市民サービスだとか、あるいは経費の削減だとかという観点からこれが導入をされておると思います。現段階では私は一体としてこの施設を運営することが望ましいかなという中から、先ほど来、条例第5条の関係を適用しということで非公募でという形で申し上げたわけですが、この指定管理者については、また12月議会のところで指定管理者のことを議案として提案を申し上げたいと思いますので、そのときにまたご議論いただければというふうに考えております。よろしく申し上げます。

議長（反町 清君） 佐藤淳君。

- 8 番（佐藤 淳君） 議案第62号なのですが、いろいろ議論をしていて株式会社藤岡クロスパークが自分のところの商業施設と花の交流館を一体で管理しているから、ここが一番いいのだというけれども、最初から株式会社藤岡クロスパークが全体を管理しているのではないのですか。さっきも言っていましたよね。株式会社藤岡クロスパークで花の交流館の中のことも、株式会社藤岡クロスパークの職員を雇っているいろいろな飾りつけだとか何かもそういう方向に変更させたのだ。最初からあそこの施設はテナント料だとかいろいろなものを株式会社藤岡クロスパークに納めるような形になっていて、あそこ全体を株式会社藤岡クロスパークが管理する。ところが、現実には株式会社藤岡クロスパークが赤字でど

うしようもなく、本来ならば第2駐車場だって株式会社藤岡クロスパークがその地代を一千四百数十万円納めるわけだ。ところが、これをまた勝手な理屈をつけて、全体のお客さんが使っているのだからこれは株式会社藤岡クロスパークではなくて減免しますというので免除してしまった。さらに花の交流館が本来であれば全部株式会社藤岡クロスパークが管理するわけなのに、皆さんが勝手な理屈をくっつけて、これは公の施設なのだといい、そこに藤岡市の税金を3,000万円ずつ投下してきたのではないですか。最初から一体で管理しているのではないですか。違うなら違うと答弁してください。

議長（反町 清君） 企画部長。

（企画部長 荻野廣男君登壇）

企画部長（荻野廣男君） 花の交流館につきましては、条例の中で株式会社藤岡クロスパークに管理委託してございます。また、運営の中で飾花だとかという部分につきましては、それを自ら行使ができないところにつきましては他のところに委託をしたり、あるいは農産物の直売所の部分につきましては農業振興株式会社のところにまた委託をしているという状況でございます。

議長（反町 清君） 佐藤淳君。

8 番（佐藤 淳君） いろいろ商工会議所をお願いしているところもあれば、農業振興株式会社でやっているところもあるのです。でも、全体の管理は今現在だって株式会社藤岡クロスパークがやっている。本来の指定管理者制度は条文はこれでいいのだと思う。だけれども、皆さんの方が最初からそういう理屈で株式会社藤岡クロスパークをお願いするのですよというからおかしな話なのです。花の交流館だって補助金の縛りやいろいろな縛りがある。では、その中で本当にここに大分、藤岡市民からお預かりした税金を3,000万円も投下したり、最近では2,500万円なのでしょうけれども、そういうことではなくて、この花の交流館だけをきちんとそういう縛りの中で、与えられた条件の中でこういう形で管理運営していただきたい、そのことができますかということを中心に公募して、そういう会社をお願いするのが本筋なのではないですか。最初から今、管理している株式会社藤岡クロスパークにさせるのなら全部同じではないですか。全く何のために、本来の一番肝心の指定管理者制度の趣旨そのものを全く無視したやり方だということになってしまいますよ。違うなら違うとはっきり反論してみてください。

議長（反町 清君） 暫時休憩いたします。

午前11時29分休憩

午前11時41分再開

議長（反町 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（反町 清君） 暫時休憩いたします。

午前 11時42分休憩

午後0時59分再開

議長（反町 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（反町 清君） 企画部長。

企画部長（荻野廣男君） お答えをいたします。

今回の条例改正は、管理または運営を委託することができることと明記をされております公の施設の設置管理条例の改正でございます。ららん藤岡につきましては、指定管理者制度に移行しなければならない施設の1つでもあります。私、先ほど株式会社藤岡クロスパークを選定していきたいとの考えを申し上げましたが、今後、株式会社藤岡クロスパークを含めということが一番よいのか検討してまいりたいと考えております。そして、議会に対しましては検討いたしましたものを議案として提案をし、議会でのご議論をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

議長（反町 清君） 他に質疑はありませんか。

茂木光雄君。

- 9番（茂木光雄君） 議案第62号ですけれども、18ページの中で第16条関係というふうに入っていますけれども、高速バスの利用の駐車場が700円以下だというふうに指定していますけれども、高速バスの利用駐車場は指定していますが、バス1台当たりの利用料はこういった中に入っていないのですか。

議長（反町 清君） 企画部長。

（企画部長 荻野廣男君登壇）

企画部長（荻野廣男君） お答えいたします。

高速バスの利用者の駐車場につきましては、ここに規定をしてございます。ただ、その部分を通り抜けますバスについては駐車料金をいただいております。

議長（反町 清君） 茂木光雄君。

- 9番（茂木光雄君） 駐車料金をいただいているのではなくて、1台当たり50円ですか、100円ですか、そういったものは今度の指定管理者が幾らに定めるかは自由という解釈になるわけですか。そのように聞いた方がわかりやすいですか。1台当たり私が前に質問したときに50円、取っていると思います。その料金について条例の中に入らなければ、例

えは指定管理者になった方が自由に決めていいということで解釈してよろしいのですか。
議 長（反町 清君） 暫時休憩いたします。

午後 1 時 2 分休憩

午後 1 時 6 分再開

議 長（反町 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長（反町 清君） 企画部長。

企画部長（荻野廣男君） お答えいたします。

高速バスの停留所のところにつきましては、議員ご指摘のように、環境整備の協力費ということでバス 1 台当たり 50 円をいただいているそうであります。それにつきましては、協力金でありますから、今後の協議の中で可能かということも思いますが、ただ、こちらからぜひバスに通過してくれというふうに言った意味合いもございますので、議員ご指摘のように前の企画部長の方から答弁したものかというふうに思っております。

議 長（反町 清君） 茂木光雄君。

9 番（茂木光雄君） 今の答弁ですと、1 台当たり 50 円というのは環境を美化するための協力金という解釈なのですね。そうすると、高速バスを利用する我々は駐車料金を 700 円以下に設定していただく。現在 600 円ですよ。バスについては、株式会社藤岡クロスパークとは全く関係なく市と直接バス会社との契約が残るということでもいいのです。つまり指定管理者の範囲ではないということでもいいのです。高速バスに限りこの条例からは外れるということですね。その理由は何なのですか。実際にバスが行く。利用者からはお金を取る。バスからは 50 円というものを本来利用の目的に合ったような形の中で、きちんとこの条例の中に当然入れて適正な料金の設定というものを図るべきが本来こういった条例の趣旨になりませんか。

議 長（反町 清君） 企画部長。

企画部長（荻野廣男君） この関係につきましては、利用料ということではなく、先ほど申し上げましたが、両者が協議をした中で環境協力金とした中でいただいております。

議 長（反町 清君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（反町 清君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（反町 清君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第62号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(反町 清君) ご異議なしと認めます。よって、議案第62号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

清水保三君。

20番(清水保三君) 提案されたものは、条例そのものの検討が不十分だと考えています。私は今回提案された条例の中に次の項目がつけ加えられ、明言されるべきだと考えています。まず1番、目的、公の施設、これは住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供すること。こういうことが抜けている。それから、指定者の募集、施設の性格上、あわせて公募以外の方法及び選択肢として直営もあり得るというような項目も必要だと思います。それから、3番目、兼業の禁止です。事業の公共性やサービスの質を確保することでも必要です。それから、4番目、情報の公開、公共性やサービスの質の確保に必要です。5番目、指定の取り消し、これは管理者を監視する機関を設けることが必要だと思います。これらのことが明記されない今回の提案に反対をします。

以上です。

議長(反町 清君) 他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(反町 清君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第62号ららん藤岡の設置及び管理に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(反町 清君) 起立多数であります。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

第12 議案第63号 藤岡市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について

議長(反町 清君) 日程第12、議案第63号藤岡市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長の登壇を願います。

(総務部長 白岩民次君登壇)

総務部長（白岩民次君） 議案第63号藤岡市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治法の一部改正をする法律が昨年11月10日から施行されました。従来、同法第234条の3の規定による長期継続契約を締結できる契約は、電気、ガス、水の供給もしくは電気通信役務の提供を受ける契約、または不動産を借り受ける契約に限定されておりましたが、今回の改正に伴いまして、地方自治法施行令第167条の17で新たに加えられた内容は、翌年度にわたり物品を借り入れ、または役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務に支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものであります。

そこで、地方自治法施行令第167条の17の規定に基づきまして、長期継続契約を締結できる対象範囲を商い習慣上複数年契約が一般的であるリース等による事務用機器の賃貸借契約、4月1日から日常的、継続的、反復的に役務の提供を受ける必要がある庁舎等の警備、清掃、保守等の業務委託契約、そのほかといたしまして長期継続契約を締結しなければ当該契約に係る事務取扱に支障を及ぼすものとして、市長が特に認めた場合とまたその契約期間の上限を条例で定めるものでございます。なお、地方自治法上の長期継続契約とは、債務負担行為によることなく複数年度にわたり締結できる契約のことであり、入札、契約等の事務の効率化や経費の節減が期待できる一方、同一業者が長期間にわたり業務を行うことによって業務内容やサービスの固定化が懸念されることや、他業者の参加機会が狭められる等の一面を有しております。このためこの条例の施行に際しましては、適正な契約期間の設定や入札、契約手続の適正化が強く求められております。条例の施行に際して必要な事項につきましては、別途運用基準等を設け、公正かつ厳正な運用を図っていきたいと考えております。

以上、簡単であります。提案説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（反町 清君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第63号については、お手元に配付してあります議案付託表のとおり総務常任委員会に付託いたします。

第13 議案第64号 藤岡市手数料条例の一部改正について

議長（反町 清君） 日程第13、議案第64号藤岡市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民環境部長の登壇を願います。

（市民環境部長 有我巨弘君登壇）

市民環境部長（有我巨弘君） 議案第64号藤岡市手数料条例の一部改正についてご説明申し上げます。

戸籍のコンピューター化につきましては、戸籍事務の迅速化・効率化により窓口サービス向上を図るため、現在、本年11月の稼働に向けて事務を進めております。この戸籍のコンピューター化により、戸籍が現在の紙から磁気ディスクをもって調整された記録に変わることから、戸籍の手数料を徴収する事務について地方公共団体の手数料の標準に関する政令に基づき改正するものであります。

改正内容については、現在の戸籍の謄本、抄本の交付は、戸籍コンピューター化後、磁気ディスクをもって調整された戸籍に記録されている事項の全部もしくは一部を証明した書類の交付とすることなど、所要の改正を行うものであります。

以上、簡単ではありますが、提案の説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（反町 清君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

清水保三君。

20番（清水保三君） これは今まで現行では450円だったのですよね。その次の戸籍の謄本、抄本の交付は現行が750円ということになっているのですけれども、このことによって今度は幾らになるのですか。それと、もう一つ、なぜこれが11月14日から施行するというになっているのですか。

以上です。

議長（反町 清君） 市民環境部長。

（市民環境部長 有我巨弘君登壇）

市民環境部長（有我巨弘君） 今のご質問の戸籍の電算化になることによって取得するときの料金については幾らになるかという1点目でございますが、これにつきましては、料金は同じでございます。前と交付につきましては同じでございます。もう1点目の11月14日というお話でありましたが、11月にする理由につきましては、戸籍の事務を調整といいますが、電算化を進めてきたわけでございますが、どうしても1月の合併に対しましては、その両方の町や市でとれるということが必要になるわけでございます。その前にはそれを

調整しておくということの中で、11月には単体の市としても実施をしていきたい。こう
いうことの中でそれに間に合うようにするためには、少しの余裕を持って藤岡市だけでも
その時期に実施をしていきたい、こういうことでございます。

議 長（反町 清君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（反町 清君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたした
いと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（反町 清君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第64号については、会議規則
第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議あり
ませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、議案第64号については委員会付託を省
略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（反町 清君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第64号藤岡市手数料条例の一部改正について、本案は
原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（反町 清君） 起立全員であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決されまし
た。

第14 議案第65号 藤岡市ゆったり館の設置及び管理運営に関する条例の一
部改正について

議案第66号 藤岡市福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部改
正について

議案第67号 藤岡市心身障害者デイサービスセンターの設置及び管理
に関する条例の一部改正について

議案第68号 藤岡市高齢者自立センターの設置及び管理運営に関する
条例の一部改正について

議案第69号 藤岡市児童館設置及び管理に関する条例の一部改正につ

いて

議長（反町 清君） 日程第 1 4、議案第 6 5 号藤岡市ゆったり館の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について、議案第 6 6 号藤岡市福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第 6 7 号藤岡市心身障害者デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第 6 8 号藤岡市高齢者自立センターの設置及び管理運営に関する条例の一部改正について、議案第 6 9 号藤岡市児童館設置及び管理に関する条例の一部改正について、以上 5 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。健康福祉部長の登壇を願います。

（健康福祉部長 吉澤冬充君登壇）

健康福祉部長（吉澤冬充君） 議案第 6 5 号藤岡市ゆったり館の設置及び管理運営に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

この一部改正は、平成 1 5 年の地方自治法の改正により、民間事業者の能力を広く活用し、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応し、住民サービスの向上と経費削減を図ることを目的とした指定管理者制度を平成 1 8 年度から導入するために一部改正をお願いするものでございます。指定管理者制度を適用する場合に、設置条例に所定の改正を行う必要がある管理の委託を削除し、指定管理者による管理を明文化することや、業務内容に施設等の維持管理業務の追加及び指定の手続を加えるとともに、改正前は規則で定められていた休館日や開館時間を条例で定める必要がありますので、それらを整備した改正の内容となっております。

次に、議案第 6 6 号藤岡市福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第 6 7 号藤岡市心身障害者デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第 6 8 号藤岡市高齢者自立センターの設置及び管理運営に関する条例の一部改正については、議案第 6 5 号でご説明したとおり、指定管理者制度の導入による所要の改正であります。休館日や開館時間の内容に変更はございません。

議案第 6 9 号藤岡市児童館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、指定管理者制度を導入するための改正のほかに、第 8 条の開館時間と第 9 条で休館日を変更させていただいておりますが、いずれも現実の利用に即した内容のもので、土曜日と夏期休業期間等の場合、通常よりも 1 時間早い午前 8 時半からの開館に変更するなどの改正をお願いしております。また、第 1 4 条に児童館で行っている学童保育の利用料を変更させていただいております。これまで月額 5, 0 0 0 円以内と定められていた学童保育の利用料を月額 1 万円以内に改めさせていただきましたが、これは通常午後から実施している学童保育を夏休み期間中は午前中も実施している関係から、8 月分の午前中の利用料を加味したものでございます。基本的にはこれまでどおりの月額 5, 0 0 0 円以内で実

施し、8月分も1万円以内のできるだけ低い料金で実施したいと考えております。その他第4条及び第8条で字句の訂正をお願いしております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（反町 清君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第65号藤岡市ゆったり館の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

大戸敏子君。

2 2 番（大戸敏子君） 議案第65号の第8条休館日のことですが、第8条第2項に休館する日を12月28日から翌年1月4日までとあるのですけれども、現状はこのままでしょうか。今のところと変わらないでしょうか。今も大体このとおりですか。お答えをお願いします。

議長（反町 清君） 健康福祉部長。

（健康福祉部長 吉澤冬充君登壇）

健康福祉部長（吉澤冬充君） ゆったり館につきましては、現状どおりで休館日は変わりません。

議長（反町 清君） 大戸敏子君。

2 2 番（大戸敏子君） 12月28日から1月4日までとなりますと、年末からお正月まで8日間お風呂に入れないということになるのですけれども、年末というのはいろいろ用事が重なって1年分の汚れも落としたい時期ですし、お正月はやはり1年中で一番きれいにしたい時期でもありますので、この8日間休まれると非常に不便なのだけれどもという話を前から聞いていまして、担当者にもう大分前ですけれども、せめて中一日ぐらいやってくれないかということをお話ししたのですけれども、現状のとおり8日間休みということですので、お正月に入ってから1日とか2日にするのは職員の方も大変だと思いますけれども、せめて年内の30日ぐらいに1回開けるようにはしていただけないのでしょうか。ここに市長の承認を得て変更することができるかとあるのですけれども、こういうふうに原則が8日間ということで、できるという特別な例外規定がある。例外というのはなかなか通らないのですよね。これを明文化していただけるといいなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

議長（反町 清君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（吉澤冬充君） 私どものまだ耳にその辺が入っておりませんでしたので、さらに現場でアンケート調査なり、アンケート用紙を用意するなどして、利用者の意見を聞き取って検討したいと思っております。よろしくお願いたします。

議長（反町 清君） 大戸敏子君。

2 2 番（大戸敏子君） アンケート調査をしていただけると大変ありがたいと思います。したから

といって60人全部が来るわけでもないと思いますが、ぜひ皆さんの利便を考えて、年末の8日間お風呂がないというのはちょっとつらいかと思しますので、よろしくその点をお願いします。

議 長（反町 清君） 湯井廣志君。

4 番（湯井廣志君） 1点だけお伺いいたします。

このゆったり館を今、社協に委託を出したわけですが、今後の管理委託は、条例を見ますとかなり社協に配慮したような条例改正になっておりますが、全く白紙の状態です。管理委託を考えているのか、その点をお伺いいたします。

議 長（反町 清君） 健康福祉部長。

（健康福祉部長 吉澤冬充君登壇）

健康福祉部長（吉澤冬充君） 今回は先ほど申し上げましたとおり、指定管理者制度に移行するための準備でございます。これからさらに詰めていきたいと思っておりますけれども、ご承知のとおり2階が社協の事務室ということもございます。その辺も加味しながら、あるいはほかの施設もいろいろございますので、詰めていきたいということでよろしくお伺いいたします。

議 長（反町 清君） 他に質疑はありませんか。

清水保三君。

20番（清水保三君） これも兼業の禁止の項目を入れるべきだというふうに私は思うのですけれども、どうですか。

議 長（反町 清君） 健康福祉部長。

（健康福祉部長 吉澤冬充君登壇）

健康福祉部長（吉澤冬充君） そういう意見もあるかと思うのですけれども、今回上げさせていただいたゆったり館ということではないと思うのですけれども、デイサービスセンターやいろいろな部分がございますので、この辺は特に福祉法人とかそういう部分の事業になります。あるいは障害者対策等がございますので、兼業の禁止ということはちょっと考えにくいということで、特に規定はしておりませんので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

議 長（反町 清君） 他に質疑はありませんか。

木村喜徳君。

15番（木村喜徳君） 各案件に共通しているのですけれども、市長の承諾を得てこれを変更することができるという項目があるのです。民間に管理運営をさせる中でこれは必要なのですか。ある程度もう民間に任せるようなことはできないのですか。

議 長（反町 清君） 健康福祉部長。

（健康福祉部長 吉澤冬充君登壇）

健康福祉部長（吉澤冬充君） 公共施設を利用しますので、基本的な部分はこちらで決めさせていた

だきまして、そういう部分が出てくれば、また今後考えなければならないという部分もございます。よろしくお願いいたします。

議長（反町 清君） 木村喜徳君。

- 1 5 番（木村喜徳君） 今後出てくればという意味がよくわかりませんが、これでいくと、常に管理内容を変更するときには承諾を得なければならないのですよね。そうすると、管理運営というのはどこまで許されるということなのですか。基本的なことはみんな決まっています、承諾をもらえなければ管理運営ができないということは、本当に民間にある程度権限を任せますよというところが薄れるのではないですか。今、部長が答弁してくれたのですけれども、そういうところが出てきたらという、そういうところはということなのか、もう少し説明をお願いします。

議長（反町 清君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（吉澤冬充君） 施設の管理運営、あるいは業務内容の管理運営、大きく分けて2つになるとは思いますけれども、例えばゆったり館ですと主に使う経費というのは光熱水費でございます。それと、今回いろいろ上げております先ほどの身体障害者の支援費の関係のサービス、これはある程度法律で規制された部分なりメニューに沿っておりますので、そういう部分がある程度ありますので、ただ細かい施設の管理運営などはもちろん企業のノウハウでできるとは思いますし、事務サイドでできるとは思います、障害者のデイサービス等はある程度規制がないと変なふうになってしまうと困りますので、あまり自由にはできない。両方の縛りをにらみながらということになるとは思います、よろしくお願いいたします。

議長（反町 清君） 木村喜徳君。

- 1 5 番（木村喜徳君） これが行政改革の一環としてこういうことをやっているのかよくわからないのですけれども、そうしますと、今、黒字、赤字ということを考えますと、現在、赤字になっている施設であれば、民間に任せても、こういうことはもうその前に決めてあれば、赤字を脱却するということは相当難しいですよね。幾ら違う部門で節約したり節減したりしても、そうするとこれは形だけの民間に任せるという法律になるのですか。私はそのように思うのです。

議長（反町 清君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（吉澤冬充君） 形だけといいますか、来年の9月2日までには市の直営か、指定管理者制度を導入するかいずれかを選択しなければならないという部分がございます。私どもが今回提案させていただいた部分は、市でどうしても直営でやらなければならないという事業とは考えにくいものですから、指定管理者制度に移行の条例を今回お願いしているものでございます。そういう内容からお願いするということですのでよろしくお願いいたします。

議長（反町 清君） 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(反町 清君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(反町 清君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第65号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(反町 清君) ご異議なしと認めます。よって、議案第65号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(反町 清君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第65号藤岡市ゆったり館の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(反町 清君) 起立多数であります。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

議案第66号藤岡市福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(反町 清君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(反町 清君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第66号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(反町 清君) ご異議なしと認めます。よって、議案第66号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(反町 清君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第66号藤岡市福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(反町 清君) 起立多数であります。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

議案第67号藤岡市心身障害者デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(反町 清君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(反町 清君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第67号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(反町 清君) ご異議なしと認めます。よって、議案第67号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(反町 清君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第67号藤岡市心身障害者デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(反町 清君) 起立全員であります。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

議案第68号藤岡市高齢者自立センターの設置及び管理運営に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(反町 清君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたした

と思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(反町 清君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第68号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(反町 清君) ご異議なしと認めます。よって、議案第68号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(反町 清君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第68号藤岡市高齢者自立センターの設置及び管理運営に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(反町 清君) 起立全員であります。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

議案第69号藤岡市児童館設置及び管理に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

清水保三君。

20番(清水保三君) 第13条、現行では5,000円が限度ということになっていますよね。

それが今度は限度額1万円ということですが、かなり高い値上げになる。限度額というのですからもっと低い範囲で抑えるということもあり得るのかというふうに思いますけれども、ここまで取るという解釈でいいのですか。随分高いという感じがしています。

議長(反町 清君) 健康福祉部長。

(健康福祉部長 吉澤冬充君登壇)

健康福祉部長(吉澤冬充君) 学童保育所の利用料5,000円が1万円ということでございますが、提案説明のときに申し上げましたとおり、今は半日で5,000円でございます。午後からなのでございますけれども、それが午前中もということなので、一応そのままの数字だと5,000円が1万円という形になるということなのでございますけれども、もちろん1万円をいただくというつもりはございませんので、指定管理者制度に移行された場合は、その業者と相談

しまして、できるだけ低い価格で実施していただくということで実施してまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議 長（反町 清君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（反町 清君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（反町 清君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第69号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、議案第69号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（反町 清君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第69号藤岡市児童館設置及び管理に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（反町 清君） 起立多数であります。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

第15 議案第70号 藤岡市民プールの設置及び管理に関する条例の一部改正 について

議 長（反町 清君） 日程第15、議案第70号藤岡市民プールの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。都市建設部長の登壇を願ひます。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君） 議案第70号藤岡市民プールの設置及び管理に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律が施行され、公の施設の管理運営を外部に委託する場合の取り扱いについて、これまでの管理委託制度から指定管理者制度に移行するよう改め

られました。指定管理者制度は、民間業者の能力を広く活用し、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応し、住民サービスの向上と経費節減を図ることを目的としております。この趣旨に沿って藤岡市民プールの管理運営を指定管理者に行わせるため改正するものであります。

改正の主な内容につきましては、第4条ではプールに必要な職員を置かず、指定管理者によって管理をするものであります。第5条から第16条までは指定管理者が行う業務、指定管理者の指定の手續、開場時間、休館日、利用の許可及び利用料の取り扱い等を加えるものであります。なお、開場時間、休館日につきましては、現行の規則の内容を条例に移行するものであります。使用料は利用料とし、現行と同内容で、別表の金額以下とし、この範囲内で指定管理者が定めることにするものであります。施行は平成18年4月1日からであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（反町 清君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

三好徹明君。

- 6番（三好徹明君） 議案第70号、指定管理者が行う業務として第5条第3項でありますけれども、プールの施設及び設備機器の維持管理に関する業務ということに関連してであります。このプールにつきましては、できたときから私は何度か設備面の指摘をしてまいりました。今現在、プールの利用者にとって一番利用上問題なのは、あのプールが極めて広い空間を擁しております、脱衣場からプールを利用するとき、夏場でもちょっと涼しい日には寒くて、中にはいろいろなりハビリに行っている方々が寒いためにここの施設ではちょっと健康的に不安になってしまう。健康増進のために行ったのが逆にそういう不安を覚えて実際にプール利用をやめたという方が何人が耳にしております。それから、プールサイド等につきまして私から言わせると、極めて欠陥プールということで指摘してまいりましたが、プールサイドで転倒し救急車で運ばれた。あるいは採暖室で痴漢が出て女子中学生がひどい目に遭いそうになったとか、そういういろいろな欠陥を抱えております……。

議長（反町 清君） 三好議員に申し上げます。質疑は簡潔にお願いします。

- 6番（三好徹明君） それらの施設上の不備についての改善をした後にこのように民間に委託していくのかどうか。今現在、改善されているのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

議長（反町 清君） 都市建設部長。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君） プールの設備機器の管理の関係でございますけれども、現在の利用の中で不備があるとそういったことがあれば、先ほど言いましたように、寒いとか、プールサイドに欠陥があって事故があったとかいろいろと問題があるとすれば、指定管理者が決定になれば協議の中で改善すべき問題があればそこで改善をして協定を結びたいというふうに考えております。

議長（反町 清君） 三好徹明君。

6 番（三好徹明君） 私の質問に部長は答えていないです。そういう欠陥が今まであって指摘をしてきて問題視されてきたわけです。それらにもう手をかけたのかどうか。あればという話ではなくてあるのです。そういうことを認めているわけです。その状態で指定管理者制度に移行し、委託を受ける方にそのまま渡すのか。そういうことを指摘すれば、市の方で改善してやるのか、その辺の姿勢を今、聞いているので、もう一度答弁をお願いします。

議長（反町 清君） 都市建設部長。

都市建設部長（須川良一君） 三好議員の方から過去に指摘をされている部分があります。そういった必要な部分については改善をしてきております。今後そういった問題が起きれば、まだ残っているとすれば、その部分について協議をして、直すべきものは直して指定管理者に移行させていただきたいというふうに考えております。

議長（反町 清君） 三好徹明君。

6 番（三好徹明君） 最後ですが、もう一度私が過去に質問して、それが改善してきた。さらにそういうことが今後出れば協議していきたい。過去に指摘したことは十分に改善された。そういうことでよろしいですね。

議長（反町 清君） 都市建設部長。

都市建設部長（須川良一君） 指摘された部分について改善はできるものはしております。また、どうしても必要なものについてはしなくてはならないというふうに考えております。

議長（反町 清君） 他に質疑はありませんか。

清水保三君。

2 0 番（清水保三君） これはまだだれに指定するかということはわかっていないわけですが、業者と自治体との関係の癒着の問題などは何かかかわる心配があるのかと思うのです。その辺の条項が抜けているということ、それから秘書や議員やその他の親族の人たちが関係会社の指定管理者になるということも可能です。そのことが条例にうたわれていないというのが私は欠点かというふうに思っています。答弁願います。

議長（反町 清君） 都市建設部長。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君） 公募によって募集し応募された人をまた選定委員会で選定していくわ

けですけれども、その中で癒着とか、先ほど言いました親族の中でそういうものの協定ができるのか、そういう条例がないからどうなのかということでございますけれども、これは募集要項の中だと思っております。その中でそれを禁止しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（反町 清君） 他に質疑はありませんか。

茂木光雄君。

- 9 番（茂木光雄君） 議案第70号の指定管理者の第15条の行為の制限についてちょっとお伺いをいたします。プール施設においては次に上げる行為をしてはならないということが単純にうたってありますけれども、これは利用者に対するこういった次の行為を禁止する行為だという形でこの条文を解釈するのでしょうか。それとも指定管理者全体の中で、例えばの話、物品販売等の営業行為というのは実際においては現状行われている行為というものがありますけれども、そういったものがそういった範囲の中に入るのかどうかお尋ねいたします。

議長（反町 清君） 都市建設部長。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君） 第15条の行為をしてはならない。その中で4項目あるわけですが、これは利用者に対してでございます。規則をここへ移動させたものでございます。

議長（反町 清君） 他に質疑はありませんか。

神田省明君。

- 14 番（神田省明君） プールについての質問で三好議員が質問したり、茂木議員が質問したりしていることを聞いているのですけれども、私は素朴にプールを運営して利用料を取って、実際に指定管理者に手を挙げて指定されて、その指定管理者はこの料金で運営していけるのか。まず、運営が私はできないのではないかと。市がどのくらい運営費を減らせるのかシミュレーションした結果としての数字が多分あっていいはずだと思うのです。そういうものをちょっと聞かせてもらいたいと思うのです。

議長（反町 清君） 都市建設部長。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君） まず、指定管理者に委託をするときに一番問題になるのが経費の節減、それと企業のノウハウを利用したもので市民サービスの向上ということをねらっているわけですけれども、現在の運営経費から幾ら引かれるか、どのくらい削減できるかという問題だと思います。具体的に言いますと、平成16年度の決算ベースでみますと、現在全体経費が1億3,833万6,000円、細かく言いますと169円、そういう数字で運営されております。これは人件費も含まれております。指定管理者に運営を任せるときには、

例えば8,000万円の交付金を出したとします。それとプールの利用料、今現在、歳入になっている部分、それが3,004万9,600円あります。8,000万円と3,000万幾ら足すと1億1,004万9,600円という仮の数字が出てきます。8,000万円といいましたのは、7,000万円から8,000万円という数字が情報としてあります。その中で8,000万円を例えた場合に、指定管理者が運営した場合1億1,000万円ほどかかります。先ほど言いましたように、全体の現在の経費が1億3,833万6,000円という数字があります。それを引くと2,828万6,000円ほどの経費の削減ができます。それを例えば7,000万円の交付金とすれば、3,800万円の経費の削減というふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（反町 清君） 神田省明君。

- 1 4 番（神田省明君） 今の部長の答弁を聞いていますと、官がやってできないから民に任せて、なおかつ利用料を上げないで経費をやってもうける。そんな都合のいいことが本当に世の中できるのかどうかというのをもっと考えてもらわなければいけないと思うのです。当然これをやってはいけない、あれをやってはいけないという、さっきも茂木議員が質問した物品販売はしてはいけない、何々はしてはいけない。そういうものをしなければ、では民に請け負わせたときにどこから利益を出すのですかという話になるかと思うのです。都合のいい話ばかりしていないで、具体的にこれこれこうで、こうだから、要するにシミュレーションした結果としてこれだけの利益になりますよ、経費減になりますよというのをもうちょっと詳しくしないと、何のために指定管理者制度を設けてやっているのか、足に鎖をつけておいて、あれをやってはいけない、これをやってはいけない。それで経費は節減して運営費の削減を図れ。抜本的に皆さん考えていることは、自分にとって都合のいい話ばかりして、本当にこれがプールに関してできるのかどうかというのをもうちょっと真剣に考えた方がいいのではないかと思うのですけれども、部長は提案しているわけですから、本当にこれができるのかどうか、もうちょっとよく議員の皆さんに説明をもう1回してほしいと思います。

議長（反町 清君） 都市建設部長。

都市建設部長（須川良一君） 官ではなかなか難しいノウハウのない部分があって、管理運営がうまくできない部分もあるというふうにも考えます。企業に任せただけには企業のそれなりの募集をするわけですから、そういった中で費用の努力、ノウハウを期待して指定管理者制度を設けるわけでございます。物品の販売ということにつきましては、市長の許可で現在はやっているわけでございます。禁止されている部分につきましてはプールを利用する、泳ぐとかウォーミングアップをするとかそういった人のことでございます。中のある程度

の運営の仕方を企業努力によってすることも提案されるというふうを考えております。そういった企業のノウハウを非常に期待しているわけでございます。

以上です。

議 長（反町 清君） 神田省明君。

1 4 番（神田省明君） こう質問すると、市役所の職員も含めて市がやっているのはノウハウがないからといって逃げるのです。だけれども、市がやれないものを民がどうやったらやれるのか。皆さんがこれだけついていてあれだけのプールをつくって、私たちはノウハウがありませんからというのは、公務員はちょっとおかしいと思うのです。私は管理者制度に移行することを反対しているわけではない。手足を縛って管理はします。しかし、民が一生涯懸命努力して経費を削減しなさいという虫のいい話はあまりないのではないかと思うのです。もう何年経ちますかわかりませんが、運営しているわけですから、もうちょっとその辺をビシッと出して、民もそれなりのフィフティーの世界でちゃんとやりやすいような条例をつくったりなんかをした方が私はいいと思います。そういう提案をしたいと思えます。

議 長（反町 清君） 神田省明議員、答弁はよろしいですか。

1 4 番（神田省明君） 要らないです。

議 長（反町 清君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（反町 清君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（反町 清君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第70号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、議案第70号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（反町 清君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第70号藤岡市民プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(反町 清君) 起立多数であります。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

第16 議案第71号 藤岡市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

議案第72号 藤岡市水道事業給水条例の一部改正について

議案第73号 藤岡市簡易水道事業等の設置等に関する条例の一部改正について

議長(反町 清君) 日程第16、議案第71号藤岡市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、議案第72号藤岡市水道事業給水条例の一部改正について、議案第73号藤岡市簡易水道事業等の設置等に関する条例の一部改正について、以上3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。上下水道部長の登壇を願います。

(上下水道部長 三木 篤君登壇)

上下水道部長(三木 篤君) 議案第71号藤岡市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

このたびの改正は、鬼石町との合併に伴い、鬼石町水道事業を統合するため、事業の変更届に必要な事業計画書の給水人口及び給水量を改正するもので、第2条中、給水人口6万6,000人を7万6,000人に、1日最大給水量3万6,000立方メートルを4万立方メートルに改正するものであります。また、第3条の改正は地方公営企業法の管理者の権限を執行するものの名称を改正するものであります。

続きまして、議案第72号藤岡市水道事業給水条例の一部改正についてご説明いたします。このたびの改正は、鬼石町との合併に伴い、合併以前に行われた旧鬼石町水道事業給水条例に基づく行為の経過措置、旧鬼石町給水区域における料金の緩和措置及び給水区域の変更を行うものと手数料の改正等条例の一部を見直し、条例内容の整備、充実を行うものであります。

改正の主なものについてご説明いたします。目次では罰則規定を条例の大分類の1つと位置づけることにより、その趣旨を明確化するものであります。第5条第1項は水道法改正に伴い、ただし書きを追加するものであります。第8条第2項では特別な費用の内容をわかりやすくするものであります。第33条は手数料の改正であります。具体的な内容は設計審査手数料500円を2,000円に、竣工検査手数料及び再検査手数料1,500円を2,000円に、指定給水装置工事事業者指定手数料3,000円を1万円に、証明

手数料200円を300円に改めるものであります。また、同条第1項第5号では道路占用を明確にするものであります。条例第39条、第40条の削除、条例第41条から第42条までの変更、罰則規定を第8章罰則として第7章の次に加えるものであります。また、第42条第1項では条例に違反する行為を防止するため、過料1万円を5万円に改正するものであります。附則では、第1項でこの条例の施行期日を平成18年1月1日と定め、第2項、第3項では鬼石町の編入日前に鬼石町条例の規定によりなされた処分等の行為の特例を規定しました。続きまして、合併後旧鬼石町給水区域の料金は本条例の本則を適用するものでありますが、推定では旧鬼石町料金との格差が大きく、合併時より本則を適用しますと、鬼石町町民に急激な負担を強いることとなります。第4項、第5項ではその緩和措置を具体的に規定したものであります。別表では合併による給水区域の追加を明示するものであります。

続きまして、議案第73号藤岡市簡易水道事業等の設置等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。このたびの改正は、鬼石町との合併による改正と手数料の改正等条例の見直しによるものであります。第1条第2項は合併に伴い鬼石町簡易水道事業を統合するため、犬目簡易水道、大栃簡易水道、妹ヶ谷簡易水道、三波川中部簡易水道の4簡易水道を追加するものであります。第4条では、手数料の改正で、設計審査手数料500円を2,000円、竣工検査手数料及び再検査手数料1,500円を2,500円、証明手数料200円を300円に改正するものであります。また、同条同項第3号では、道路占用を明確にするものであります。第5条では、藤岡市水道事業給水条例の準用を見直したものであります。附則は第1項でこの条例の施行期日を平成18年1月1日と定め、第2項、第3項で、編入日前に鬼石町条例の規定により行われた処分等の行為の特例を規定したものであります。第4項では旧鬼石町給水区域における料金は本条の本則を合併時より適用いたしますが、合併後最初の料金における特例を規定したものであります。

以上、簡単ではありますが、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（反町 清君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第71号藤岡市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

湯井廣志君。

4番（湯井廣志君） 藤岡市の水道事業の設置に関する条例の一部改正についてお伺いいたします。

この給水人口6万6,000人を7万6,000人という数字、また最大給水量3万6,000立方メートルを4万立方メートルに改めるようですけれども、配付された新市の将

来構想を見ますと、平成18年1月1日合併時には人口が7万人、またこの中で簡易水道が1,700人ですから6万8,300人ですよね。10年後の平成26年には6万6,000人の簡易水道が1,700人いますから6万4,300人ということで想定されます。なぜ6万6,000人を7万6,000人に将来人口が減となるような状態の中でこのような数字に改めるのかその点と、最大給水量は3万6,000立方メートルが4万立方メートルということで、今のところ平成14年の最大が2万9,000立方メートル、平成15年が2万7,000立方メートル、平成16年で2万7,000立方メートルくらいですよね。ほとんど3万6,000立方メートルまで今、行っている状態ではございません。これをなぜ4万立方メートルに改めるのか、その点をまず第1点でお伺いします。

議長（反町 清君） 上下水道部長。

（上下水道部長 三木 篤君登壇）

上下水道部長（三木 篤君） お答えいたします。

計画給水人口と計画最大給水量の話でございますが、今回鬼石町との合併ということで、鬼石町の水道事業を廃止して藤岡市に吸収するということが原則でございます。今回の場合は、経営の統合はしましたが、施設の統合はしません。ということは、厚生省でいう変更認可の対象になっておりません。したがって、届出でいいということでありますので、鬼石町と藤岡市を足したもので提出をするものです。将来的には当然事業がございます。そうしたときに変更認可の対象となりますので、その時点ですべてのことを見直したいと考えております。

以上でございます。

議長（反町 清君） 湯井廣志君。

4番（湯井廣志君） 内容等は把握できておりますが、この次の変更認可はいつごろになるのか、その点だけお伺いいたします。

議長（反町 清君） 上下水道部長。

上下水道部長（三木 篤君） お答えしますというか、大変難しい問題でございます。鬼石町と来年1月1日に合併をして、まだ鬼石町の事業だとか認可の問題とそれから現実の問題がどのように違っているのかもわかりません。それから、藤岡市も鬼石町もそうですが、施設的には大分老朽化しております。そういう中では工事の変更、認可を伴うような変更もしなければならぬかもしれません。それから取水地点の変更だとかそういうことがあるかもしれません。ただ、今、いつの時点ということは申し上げられません。

以上でございます。

議長（反町 清君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしましたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第71号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、議案第71号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第71号藤岡市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（反町 清君） 起立全員であります。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

議案第72号藤岡市水道事業給水条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

湯井廣志君。

4番（湯井廣志君） 議案第72号について質問いたします。

この手数料条例の改正が幾つか出ておりますが、手数料でございますから、特定のものに対してされた行政サービス、これを受けた者から費用相当額を徴収するというのが手数料でございますが、この値段で上げてほとんど水道会計に影響を及ぼさないような額であると考えます。適正料金なのか、料金設定の詳細についてお伺いいたします。

また、第8章の罰則ということで今まで第39条で過料等がございましたけれども、罰則規定に従い過料を取られても一向に改善の余地のないものはいたのか、その点をお伺いいたします。

議長（反町 清君） 上下水道部長。

（上下水道部長 三木 篤君登壇）

上下水道部長（三木 篤君） お答えいたします。

まず、手数料のことだと思いますが、設計審査手数料、竣工検査手数料、設計審査が5

00円から2,000円、竣工検査が1,500円から2,500円でございます。湯井議員もご承知のことと思いますが、平成10年に水道法が改正になりまして、給水装置工事事業者というものが今までの指定店というものから変わりました。当時は藤岡市内の27社ぐらいの方がやっておりました。今では150社以上の方が参画をしております。そういうことから考えますと、設計審査も私ども平成15年に全部データをとりましたが、設計審査1件当たり1時間をかけております。そうすると、実質の賃金をいただきたいということでございます。それから、竣工検査ですが、当然利用者の方がお金を負担するわけですから、私どもは責任を持って検査している。平成15年度のデータからいきますと、1件当たり1.4時間かけております。そうした中で、適正な料金かと今回改正をさせていただきます。

それから、罰則であります。特に第42条の行為の方ですが、昨年も4件ございました。当然過料を科します。藤岡市内に登録をした業者としていない業者では随分ニュアンスが違いますが、してある業者で過料をかけてそれでもなかなか従わない方につきましては、指定の停止というのをしました。6カ月以内できるということでありますので、平成15年度に1カ月指定の停止、取り消しまではなかなかできませんけれども、そういうことまで考えております。

以上でございます。

議長（反町 清君） 湯井廣志君。

4番（湯井廣志君） 過料の関係は過去5年間ぐらいで数字がわかればどれぐらいの違法があった過料を取ったのか、その点お願いいたします。

議長（反町 清君） 上下水道部長。

上下水道部長（三木 篤君） お答えいたします。

過料の行為の方ですか。今、私が聞いたのは平成15年度のデータだけをちょっと拾ってきたのですが、毎年その行為については数件必ずございます。

以上でございます。

議長（反町 清君） 他に質疑はありませんか。

清水保三君。

20番（清水保三君） 第43条に関連しての話ですけれども、合併の条件の中でいろいろ話し合われたその中に大変魅力的な言葉があったのです。合併によってはサービスの高い方に合わせる。それから、負担は低い方に合わせるというのがかなり議論された中身だったと思うのです。そういう意味で考えてみると、今度の第43条の関係では全く逆な方向に流れかけている。当市は関係ありませんけれども、これはどういうふうにするのか、話し合いの中での解釈を今していますか、その辺をお尋ねします。

議長（反町 清君） 上下水道部長。

（上下水道部長 三木 篤君登壇）

上下水道部長（三木 篤君） お答えいたします。

清水議員のご質問ですが、最低料金で最大のサービスということでございます。それが国の方針であります。このたびの合併は鬼石町との合併でございます。ちょうど藤岡市の水道事業の規模からして10分の1以下でございます。すべてのことが10分の1以下でございます。そうしたことを考えたときに、鬼石町の住民からすれば確かに安い方がいい。ところが、藤岡市の水道事業そのものの経営を考えなければいけない。そういうものを考えますと、赤字経営ですから、鬼石町にも従量料金、上水道10円、平成17年4月1日から上げさせていただきました。それでも約3,700万円出てきます、鬼石町と藤岡市が。それで仮に鬼石町に合わせるということになれば、藤岡市の水道事業体そのものがつぶれますから、そうすればサービスができないということになりますので、これはなかなか理想という話にはございませんので、藤岡市に合わせていただきました。

以上でございます。

議長（反町 清君） 清水保三君。

20番（清水保三君） 鬼石町の水道利用者といいますか、鬼石町の町民からもその点では合意を得ているわけですか。

議長（反町 清君） 上下水道部長。

上下水道部長（三木 篤君） お答えいたします。

鬼石町の町民の方と私ども直接接しておりません。当然これは合併協議会、その下に分科会、専門部会、合併協議会がございます。そうした中で方針として決まりました。それでも先ほど申し上げましたとおり、料金格差があまりにも激しいので、緩和措置というのをとらせていただきました。私どもこの間、議員に説明会をしましたが、鬼石町でも幾日か前に議員全員協議会で説明会をしていただいたという形でございます。ですから、鬼石町の方と直接私どもがコンタクトはとっておりません。

以上でございます。

議長（反町 清君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第72号については、会議規則

第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(反町 清君) ご異議なしと認めます。よって、議案第72号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(反町 清君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第72号藤岡市水道事業給水条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(反町 清君) 起立多数であります。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

議案第73号藤岡市簡易水道事業等の設置等に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(反町 清君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(反町 清君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第73号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(反町 清君) ご異議なしと認めます。よって、議案第73号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(反町 清君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第73号藤岡市簡易水道事業等の設置等に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(反町 清君) 起立全員であります。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

た。